

中国ビジネス Q&A 中国ビジネス Q&A 分公司の設立から運営に関する実務事項

Q 中国内での営業活動を拡大するために分公司の設立を考えていますが、分公司に関して、ネット等で調べても関連法律法規を含めほとんど情報が見当たりません。分公司の設立の仕方、運営上の制限事項等について教えてください。

A 分公司に関する法律規定としては、『会社法』第14条に「会社は分公司を設立することができる。分公司を設立する場合には、会社登記機関に対し登記を申請し、営業許可証を受領しなければならない。分公司は法人格を有さず、その民事責任は会社が負う」とあるのみです。つまり、分公司とは、その設立のために登記手続きを行って営業許可証を取得する必要があるものの、分公司に法人格（独立した民事行為能力）はなく、会社内の部門のひとつに過ぎないということです。

1. 分公司の基本的な位置付け

分公司の法的な位置付けを整理すると表1の通りです。

分公司名義で顧客と売買契約を締結することは可能です。また、分公司スタッフを採用する際にも分公司所在地の社会保険・住宅積立金制度に加入するためには、分公司名義で従業員と労働契約書を締結する必要があります。しかしながら、分公司には法人格がなく、単独で民事責任を負うことはできないため、売買契約に関し顧客より損害賠償責任を追及された場合や、従業員を解雇して労働仲裁や訴訟となった場合の民事責任は総会社が負うこととなります。同様に、分公司にて単独の金銭出納は行う必要がありますが、会計仕訳等の経理業務を行って決算書を作成し、会計監査を受けるのはあくまで法人単位です。通関に関して、従来、法人格のない分公司では税関登記ができず、分公司名義で輸出入通関を行うことはできませんでしたが、制度変更により、2019年3月から分公司も輸出入通関名義人となるできるようになりました。また、中国での税金徴収には各地方（上海市内であれば各区）の税務局が責任を負っており、分公司も税務上は独立した納税単位となります。

2. 分公司と連絡事務所の違い

営業拠点を設立するに当たってよく質問を受けるのが、分公司と連絡事務所の違いについてであり、総括すると表2の通りです。分公司を設立するためには設立登記を行って営業許可証を取得する必要があり、設立登記場所としても、後述5.の通り、物件用途の制限があります。一方、連絡事務所の設立には設立登記が必要とならないため、分公司スタッフの住居を事務所として兼用し連絡事務所とすることも構いません。

ただし、連絡事務所で行えるのは連絡・取次業務のみであり、営業活動に従事するためには分公司を設立する必要があります。

表1 独立法人と分公司との違い

	独立法人	分公司
設立登記要否	要	要
法人格（民事行為能力）有無	あり	なし
決算要否	要	不要
通関可否	可	可（※）
税務申告要否	要	要

（※）2019年3月より可能となった。

ここでいう営業活動とは、分公司名義で顧客と売買契約を締結して貨物の売買を行う「狭義の営業活動」だけでなく、顧客との売買契約は総会社名義で行って、分公司では顧客に対するセールス活動のみを行う「広義の営業活動」も含まれます。また、連絡事務所は営業許可証を持たないため、銀行口座を保有することはできず、必要となる活動経費は、事務所内に現金をプールしておくか、事務所スタッフが個人で立替えて定期的に総会社で精算することが必要になります。営業拠点に常駐する外国人社員のビザを取得するためにも、地元機構との労働契約が必要になるので、連絡事務所では、外国人社員のビザは総会社所在地で取得して長期出張扱いで常駐するしかありません。ただし、この場合、出張期間が長期間に及ぶと地元の公安機関から注意を受ける（分公司を設立して地元でビザを取得するよう指導を受ける）ことになりかねません。

3. 分公司の経営範囲

分公司は総会社の隷属機構であり、分公司の経営範囲は、総会社の経営範囲と同一またはそれ以下の範囲で設定することになります。

個別経営許可の取得を要する事業として、危険化学品の販売を例にとると、表3の卸売企業総会社の場合、「化工原料、化工产品」という文言には危険化学品も含まれ、「危険化学品経営許可証」の取得が必要となります。一方、その分公司については、「危険化学品経営許可証」未取得の段階では、「危険化学品を除く」との註書きが付され、分公司では非危険化学品の販売のみ可能という意味の経営範囲になります。また、前述した通り、分公司名義での輸出入行為が今後できるようになりますので、輸出入に関連する経営範囲も持つことができるようになります。また、表3の小売企業のように、個別経営許可の取得を要しない事業内容の場合、総会社と分公司の経営

表2 分公司と連絡事務所の違い

	分公司	連絡事務所
設立登記要否	要	不要
営業活動への従事可否	可	不可
銀行口座の保有可否	可	不可
外国人のビザ取得可否	可	不可
中国人従業員の雇用	直接雇用	不可
	間接雇用	可

について

上海華鐘投資コンサルティング有限公司
副総経理 能瀬 徹

表3 分公司の経営範囲

企業類型		経営範囲 (例)
卸売企業	総公司	化工原料、化工产品の卸売り、輸出入、コミッション代理（競売を除く）、ならびに上述業務に関連付帯する業務
	経営性分公司	化工原料、化工产品（危険化学品を除く）の卸売り、輸出入コミッション代理（競売を除く）、ならびに上述業務に関連付帯する業務
	非経営性分公司	総公司経営範囲内での連絡業務、コンサルティング業務
小売企業	総公司	繊維製品、靴・カバン、日用雑貨の小売り、自営商品の輸入、国内商品の購買輸出、ならびに上述業務に関連付帯する業務
	経営性分公司	繊維製品、靴・カバン、日用雑貨の小売り、自営商品の輸入、国内商品の購買輸出、ならびに上述業務に関連付帯する業務

表4 販売型分公司の設立手続

手続項目			所要期間
(1)	分公司登記場所の賃貸借契約締結		-
	卸売分公司 小売分公司	「産権証」上の 物件用途 弁公、商業 商業、店舗	
(2)	分公司名称の仮登記		即日
(3)	分公司設立登記～営業許可証取得		2週間
(4)	印鑑作成、外貨登記、銀行口座開設、税務関連手続（三方協議、実名認証、税種確定）、税関登記、対外貿易経営者登記		2カ月
(5)	関連経営許可証の取得（必要な場合）		-

範囲は全く同一になります。

「経営性、非経営性」という分公司の区分は法律上のカテゴリーではありませんが、保税區登記の貿易会社に対して卸売の経営範囲追加が認められるようになった06年頃から使われ始めた造語であり、保税區企業の実質総公司である保税區所在地市内の連絡事務所を手取り早く分公司登記させるために、経営範囲的には連絡事務所と変わらない「非経営性分公司」の概念が生まれたという背景があります。

4. 分公司の人員体制

総公司の一部門である分公司の人員体制についても特段のルールは存在しません。ただし、分公司登記場所のオフィス家賃や光熱費の支払い、分公司所属人員の給与・社会保険料・住宅積立金の納付・出張旅費や交通費の経費精算、後述する分公司としての税務申告といった出納業務は、単独の出納人員を雇用するなり、営業担当者が出納を兼務して行うなり、分公司所属員の誰かがやらざるを得ません。各種経費の支払いを分公司で行った後は、会計伝票上に経費内容を記載して「發票」を添付して総公司に郵送し、会計仕訳以降の経理処理は総公司の財務・経理担当が行うのが通常です。

分公司人員の採用については、前述2にて取りまとめた通

り、直接雇用、間接雇用（FESCO等の派遣会社からの人材派遣の利用）のいずれも可能ですが、分公司所在地の社会保険・住宅積立金制度に加入するためには当地に所在する機構との労働契約が必要となるので、直接雇用の場合、労働契約は総公司ではなく分公司名義で締結する必要があります。間接雇用の場合には、労働契約は分公司所在地の派遣会社が本人と締結し、総公司または分公司と派遣会社との間で派遣協議を取り交わします。

5. 分公司の設立手続

販売型分公司設立の流れは表4の通りです。注意が必要なのは、分公司登記場所の賃貸借契約の締結において、分公司の業務内容と登記場所の「産権証」（不動産登記証）上の物件用途とが一致していなければならないということです。

また、化学品を扱う企業の場合、顧客向け販売促進のためにサンプル試作、成分分析、実験等のサービスを行うラボを分公司として設立するケースがよくありますが、この場合、使用する薬品の量や排水の量によっては、生態環境局より表4の手続き以外に環境影響評価レポートの作成を要求されることがあります。加えて、分公司登記場所としても、一般のオフィスでは不可であり、これらの行為を行うことのできるR&D用物件または小規模工場物件を探して賃貸借契約を締結する必要があります。

さらに、分公司が直接輸出入業務に従事する場合、営業許可証取得後の後続登記手続において、外貨登記、税関登記といった輸出入業務を行うための行政手続も必要になります。

6. 分公司の税務関連事項

前述の通り、税務上分公司は独立した納税単位です。分公司が今後直接に輸出入業務を行うようになれば、分公司にて増値税發票を発行し、増値税を納税するケースが増えてくるでしょうが、現状では、卸売分公司が前出2.で述べた「狭義の営業活動」に従事しているケースは少なく、大半の分公司では課税売上をゼロとして税務申告を行っています。

企業所得税について、総公司与分公司は、『地区を跨る経営の合算納税企業所得税徴収管理弁法』（2008年3月10日公布、国税発（2008）28号。以下、『弁法』という）規定の計算式に従い、それぞれ地元で四半期ごとに企業所得税を予納し、年度末に総公司在納税精算を行って過不足の調整を行うことに制度上はなっています。ただし、分公司での予納には総公司所轄税務局の承認が必要であり、直接の取引行為を行っていない卸売分公司の場合、分公司所在地の税務局がいくら要求しても、地元の税収減につながるため予納額ゼロでない総公司所轄税務局の承認は得られず、課税所得はゼロとして実際の企業所得税納税は発生しないのが実情です。